

旭川医科大学病院HIV対策チーム細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年5月14日病院長裁定)

旭川医科大学病院HIV対策チーム細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院HIV対策チーム細則（平成17年3月23日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 HIV対策チームは、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 院内感染対策委員会のうちから 若干人(2) 内科（血液）のHIV担当医のうちから 1人(3) 小児科のHIV担当医のうちから 1人(4) 精神科神経科，整形外科及び歯科口腔外科から 各1人(5) 前号に掲げる診療科以外から 若干人(6) 看護師長のうちから 1人(7) HIV担当看護師(8) 臨床検査技師のうちから 1人(9) 薬剤師のうちから 1人(10) <u>医療ソーシャルワーカー</u>のうちから 1人(11) 医療支援課の職員のうちから 1人(12) その他病院長が必要と認めた者 <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 HIV対策チームは、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 院内感染対策委員会のうちから 若干人(2) 内科（血液）のHIV担当医のうちから 1人(3) 小児科のHIV担当医のうちから 1人(4) 精神科神経科，整形外科及び歯科口腔外科から 各1人(5) 前号に掲げる診療科以外から 若干人(6) 看護師長のうちから 1人(7) HIV担当看護師(8) 臨床検査技師のうちから 1人(9) 薬剤師のうちから 1人(10) <u>メディカルソーシャルワーカー</u>のうちから 1人(11) 医療支援課の職員のうちから 1人(12) その他病院長が必要と認めた者 <p>(略)</p>

この細則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年5月1日から適用する。

【改正理由】

院内で使用する職名を統一するため、所要の改正を行うものである。